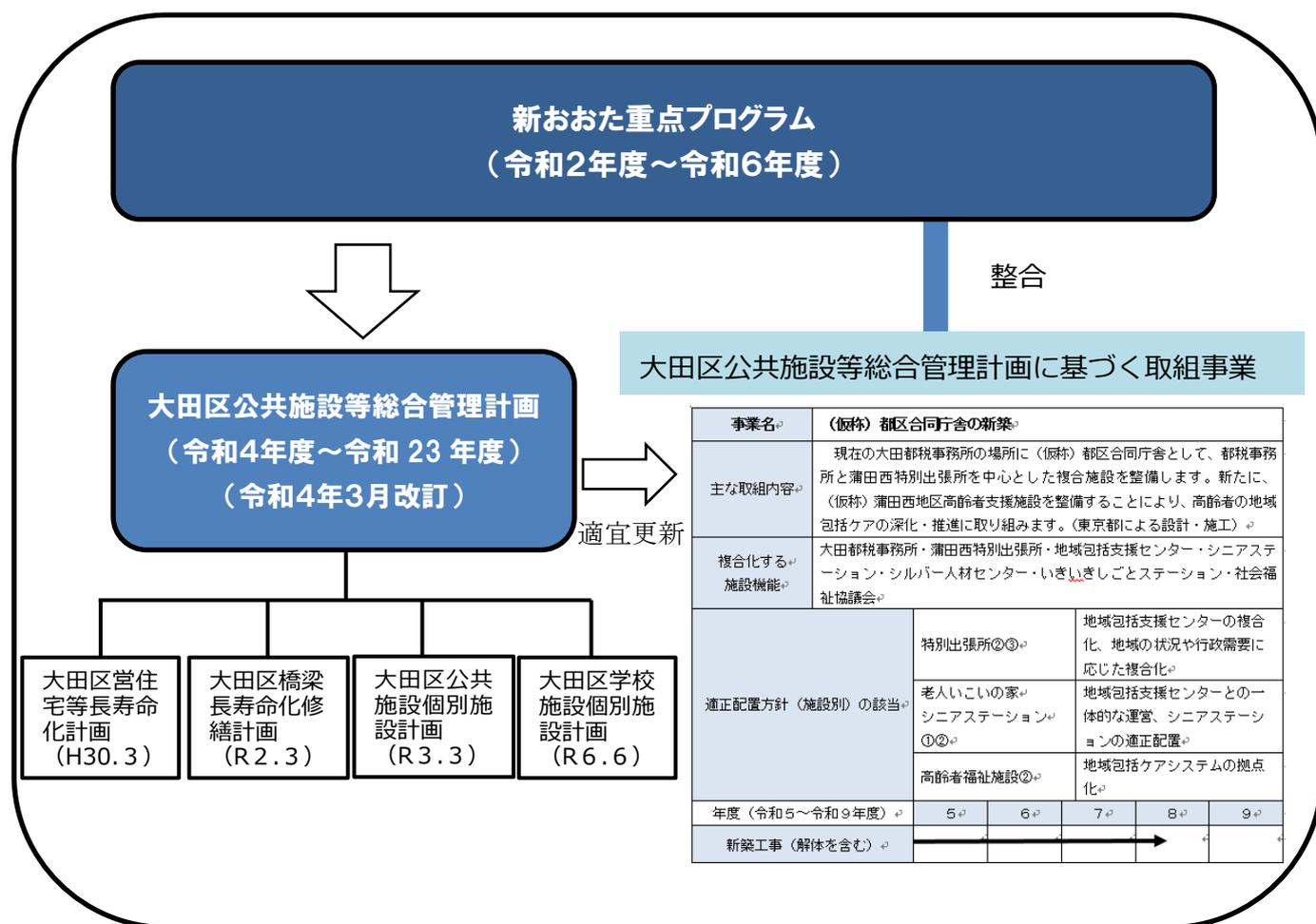


## 「大田区公共施設等総合管理計画」に基づく取組事業について

「大田区公共施設等総合管理計画」に基づく取組事業について、令和6年度～10年度の内容に更新しました。

引き続き「大田区公共施設等総合管理計画」に基づき、効果的・効率的な施設マネジメントを推進していきます。

### ◇大田区公共施設等総合管理計画 体系図



令和6年度～10年度

大田区公共施設等総合管理計画に基づく取組事業

1 複合施設関連

事業名	(仮称) 都区合同庁舎の新築				
主な取組内容	旧・大田都税事務所の場所に(仮称)都区合同庁舎として、都税事務所と蒲田西特別出張所を中心とした複合施設を整備します。新たに、(仮称)蒲田西地区高齢者支援施設を整備することにより、高齢者の地域包括ケアの深化・推進に取り組みます。(東京都による設計・施工)				
複合化する施設機能	大田都税事務所・蒲田西特別出張所・地域包括支援センター・シニアステーション・シルバー人材センター・いきいきしごとステーション・社会福祉協議会				
適正配置方針 (施設別)の該当	特別出張所②③	地域包括支援センターの複合化、地域の状況や行政需要に応じた複合化			
	老人いこいの家 シニアステーション ① ②	地域包括支援センターとの一体的な運営、シニアステーションの適正配置			
	高齢者福祉施設②	地域包括ケアシステムの拠点化			
年度(令和6～令和10年度)	6	7	8	9	10
新築工事(解体を含む)	—————→				

事業名	(仮称) 大森西二丁目複合施設の新築				
主な取組内容	機能更新時期を迎えた大森西地区の公共施設の更新や、区民活動支援施設大森(こらぼ大森)の暫定利用期間終了を受け、周辺の公共施設の集約・複合化を区民活動支援施設大森(こらぼ大森)の敷地を中心に行い、多世代の方が多く集う地域の活性化拠点を整備することにより、区民の利便性の向上を目指します。				
複合化する施設機能	大森西特別出張所・大森西区民センター・区民活動支援施設大森・地域包括支援センター・シニアステーション・大田福祉作業所大森西分場・シルバー人材センター大森西作業所・大森西保育園・子ども交流センター(中高生の居場所含む)・こども発達センターわかばの家分館				
適正配置方針 (施設別)の該当	特別出張所②③	地域包括支援センターの複合化、地域の状況や行政需要に応じた複合化			
	区民センター・文化センター①②③	施設のあり方検討、利用状況に応じた機能転換、複合化の推進			
	老人いこいの家 シニアステーション ① ②	地域包括支援センターとの一体的な運営、シニアステーションの適正配置			
	児童館等④	中高生の居場所整備			
	保育園①	18園の拠点園を中心に保育園の拠点機能の強化			
	高齢者福祉施設②	地域包括ケアシステムの拠点化			
年度(令和6~令和10年度)	6	7	8	9	10
I期新築工事	→				
II期新築(解体を含む)	→				

事業名	田園調布せせらぎ館・体育施設の新築				
主な取組内容	田園調布せせらぎ公園の自然の情景を残し、周辺環境との調和を図りながら公園内に文化・スポーツ・レクリエーション施設を整備します。				
複合化する施設機能	区民活動施設・休憩スペース・運動施設・防災備蓄倉庫				
適正配置方針 (施設別)の該当	スポーツ施設①	利用しやすい施設の整備			
	その他集会施設①	施設の機能転換・統合の検討			
年度(令和6~令和10年度)	6	7	8	9	10
文化施設	令和2年度竣工・運営開始				
体育施設	新築工事	→			

事業名	入新井第一小学校及び大森北四丁目複合施設の改築				
主な取組内容	機能更新時期を迎えた校舎・体育館を改築し、安全・安心を確保するとともに、良好な教育環境づくりを進めます。また、建物の容積を最大限に活用し、地域特性や行政需要に応じた施設機能を複合的に置き込むことにより、新たな教育と地域力の拠点として整備します。				
複合化する施設機能	入新井第一小学校・放課後ひろば・入新井特別出張所（一部機能）・地域包括支援センター・シニアステーション・子育て支援施設・つばさ教室・区民活動施設・男女共同参画支援施設・地区備蓄倉庫				
適正配置方針 (施設別)の該当	特別出張所②③	地域包括支援センターの複合化、地域の状況や行政需要に応じた複合化			
	小学校・中学校①②③⑥	標準機能の確保、各校の特色を踏まえた整備、地域の状況や行政需要に応じた複合化、地域力の推進拠点化、放課後ひろば事業の実施			
	つばさ教室①	利用しやすい施設配置			
	老人いこいの家 シニアステーション①②	地域包括支援センターとの一体的な運営、シニアステーションの適正配置			
	児童館等③	放課後ひろば事業の実施			
	高齢者福祉施設②	地域包括ケアシステムの拠点化			
	大規模ホール等②	ニーズに合った機能の更新・見直し			
年度（令和6～令和10年度）	6	7	8	9	10
改築工事Ⅰ期	→				
改築工事Ⅱ期（解体を含む）		→			

事業名	赤松小学校及び北千束二丁目複合施設の改築				
主な取組内容	機能更新時期を迎えた校舎・体育館を改築し、安全・安心を確保するとともに、良好な教育環境づくりを進めます。また、建物の容積を最大限に活用し、地域特性や行政需要に応じた施設機能を複合的に置き込むことにより、新たな教育と地域力の拠点として整備します。				
複合化する施設機能	赤松小学校・放課後ひろば・千束特別出張所・地域包括支援センター・シニアステーション・地区備蓄倉庫				
適正配置方針 (施設別)の該当	特別出張所②③	地域包括支援センターの複合化、地域の状況や行政需要に応じた複合化			
	小学校・中学校①②③⑥	標準機能の確保、各校の特色を踏まえた整備、地域の状況や行政需要に応じた複合化、地域力の推進拠点化、放課後ひろば事業の実施			
	老人いこいの家 シニアステーション①②	地域包括支援センターとの一体的な運営、シニアステーションの適正配置			
	児童館等③	放課後ひろば事業の実施			
	高齢者福祉施設②	地域包括ケアシステムの拠点化			
年度(令和6~令和10年度)	6	7	8	9	10
改築工事Ⅱ期(解体を含む)	—————▶				

事業名	東調布第三小学校及び（仮称）南久が原二丁目複合施設の改築				
主な取組内容	機能更新時期を迎えた校舎・体育館を改築し、安全・安心を確保するとともに、良好な教育環境づくりを進めます。また、建物の容積を最大限に活用し、地域特性や行政需要に応じた施設機能を複合的に置き込むことにより、新たな教育と地域力の拠点として整備します。				
複合化する施設機能	東調布第三小学校・放課後ひろば・地域包括支援センター・シニアステーション				
適正配置方針 (施設別)の該当	小学校・中学校①② ③⑥	標準機能の確保、各校の特色を踏まえた整備、地域の状況や行政需要に応じた複合化、地域力の推進拠点化、放課後ひろば事業の実施			
	老人いこいの家 シニアステーション ①②	地域包括支援センターとの一体的な運営、シニアステーションの適正配置			
	児童館等③	放課後ひろば事業の実施			
	高齢者福祉施設②	地域包括ケアシステムの拠点化			
年度（令和6～令和10年度）	6	7	8	9	10
改築工事Ⅰ期（解体含む）	→				
改築工事Ⅱ期（解体を含む）		→			

事業名	東調布中学校及び複合施設の改築				
主な取組内容	機能更新時期を迎えた校舎・体育館を改築し、安全・安心を確保するとともに、良好な教育環境づくりを進めます。また、建物の容積を最大限に活用し、地域特性や行政需要に応じた施設機能を複合的に置き込むことにより、新たな教育と地域力の拠点として整備します。				
複合化する施設機能	東調布中学校・図書館・地区備蓄倉庫				
適正配置方針 (施設別)の該当	小学校・中学校①②③	標準機能の確保、各校の特色を踏まえた整備、地域の状況や行政需要に応じた複合化、地域力の推進拠点化			
	図書館②	施設相互の相乗効果・付加価値の創出を目的とした複合化			
年度(令和6～令和10年度)	6	7	8	9	10
実施設計	→				
改築Ⅰ期工事(解体・仮設含む)	→				
改築Ⅱ期工事(解体含む)	→				

事業名	馬込第三小学校及び複合施設の改築				
主な取組内容	機能更新時期を迎えた校舎・体育館を改築し、安全・安心を確保するとともに、良好な教育環境づくりを進めます。また、建物の容積を最大限に活用し、地域特性や行政需要に応じた施設機能を複合的に置き込むことにより、新たな教育と地域力の拠点として整備します。				
複合化する施設機能	馬込第三小学校・放課後ひろば・室生犀星の離れの移築と地域資料展示室、地域集会室				
適正配置方針 (施設別)の該当	小学校・中学校①②③⑥	標準機能の確保、各校の特色を踏まえた整備、地域の状況や行政需要に応じた複合化、地域力の推進拠点化、放課後ひろば事業の実施			
	児童館等③	放課後ひろば事業の実施			
	博物館・記念館①	区民還元や観光資源としての価値向上による回遊性向上			
年度(令和6～令和10年度)	6	7	8	9	10
実施設計	→				
改築工事(解体・仮設工事含む)	→				

事業名	(仮称) 西蒲田七丁目複合施設の改築				
主な取組内容	多世代の方が多く集う地域の活性化拠点を整備することにより、区民の利便性の向上を目指します。				
複合化する施設機能	蒲田西地区地域活動拠点・若者サポートセンター・生活再建・就労サポートセンター・ひきこもり支援室・保育室				
適正配置方針 (施設別)の該当	その他集会施設①		施設の統合(移転)		
	保育園②		保育サービスの充実		
年度(令和6~令和10年度)	6	7	8	9	10
基本設計・実施設計	→				
新築工事		→			

事業名	東糀谷保育園及びうめのき園(分場合む)改築工事				
主な取組内容	東糀谷六丁目団地(都営アパート)改築に伴い保育園及び障がい者福祉施設機能を合築し、安全・安心を確保するとともに、良好な環境づくり整備を進めます。				
適正配置方針 (施設別)の該当	保育園②		保育サービスの充実		
	障がい者福祉施設①		限られた資源の有効活用		
年度(令和6~令和10年度)	6	7	8	9	10
基本設計	→				
実施設計		→			
改築工事			→		

## 2 児童施設

事業名	(仮称) 大田区子ども家庭総合支援センターの新築				
主な取組内容	こどもと家庭の支援体制を強化し、地域のこどもを健やかに守り育てるために(仮称)大田区子ども家庭総合支援センター整備に向けた取り組みを進めます。				
適正配置方針 (施設別)の該当	(仮称)大田区子ども家庭総合支援センター①	開設に向けた取り組みの推進			
年度(令和6~令和10年度)	6	7	8	9	10
新築工事(解体工事含む)	—————→				

## 3 学校施設

事業名	田園調布小学校の改築				
主な取組内容	機能更新時期を迎えた校舎・体育館を改築し、安全・安心を確保するとともに、良好な教育環境づくりを進めます。				
適正配置方針 (施設別)の該当	小学校・中学校①②⑥	標準機能の確保、各校の特色を踏まえた整備、放課後ひろば事業の実施			
	児童館等③	放課後ひろば事業の実施			
年度(令和6~令和10年度)	6	7	8	9	10
実施設計	→				
改築工事Ⅰ期(解体・仮設含む)	—————→				
改築工事Ⅱ期(解体・外構含む)				-----→	

事業名	矢口西小学校の改築				
主な取組内容	機能更新時期を迎えた校舎・体育館を改築し、安全・安心を確保するとともに、良好な教育環境づくりを進めます。				
適正配置方針 (施設別)の該当	小学校・中学校①②⑥	標準機能の確保、各校の特色を踏まえた整備、放課後ひろば事業の実施			
	児童館等③	放課後ひろば事業の実施			
年度(令和6~令和10年度)	6	7	8	9	10
改築工事(解体・仮設工事を含む)	—————→				

事業名	安方中学校の改築				
主な取組内容	機能更新時期を迎えた校舎・体育館を改築し、安全・安心を確保するとともに、良好な教育環境づくりを進めます。				
適正配置方針 (施設別)の該当	小学校・中学校①②	標準機能の確保、各校の特色を踏まえた整備			
年度(令和6～令和10年度)	6	7	8	9	10
改築工事Ⅰ期(解体を含む)	—————→				
改築工事Ⅱ期(解体・外構を含む)		—————→			

事業名	入新井第二小学校の改築				
主な取組内容	機能更新時期を迎えた校舎・体育館を改築し、安全・安心を確保するとともに、良好な教育環境づくりを進めます。				
適正配置方針 (施設別)の該当	小学校・中学校①② ⑥	標準機能の確保、各校の特色を踏まえた整備、 放課後ひろば事業の実施			
	児童館等③	放課後ひろば事業の実施			
年度(令和6～令和10年度)	6	7	8	9	10
改築工事Ⅰ期(解体・仮設工事を含む)	—————→				
改築工事Ⅱ期(解体・外構を含む)			—————→		

事業名	石川台中学校の改築				
主な取組内容	機能更新時期を迎えた校舎・体育館を改築し、安全・安心を確保するとともに、良好な教育環境づくりを進めます。				
適正配置方針 (施設別)の該当	小学校・中学校①②	標準機能の確保、各校の特色を踏まえた整備			
年度(令和6～令和10年度)	6	7	8	9	10
基本設計・実施設計	—————→				
改築Ⅰ期工事(解体・仮設を含む)			—————→		
改築Ⅱ期工事(解体を含む)				—————→	

事業名	学びの多様化学校等の新築 (仮称) みらい学園及び(仮称) 不登校対策支援センターの新築				
主な取組内容	一人ひとりの個性や多様な学び方を尊重し、特色ある教育活動を具現化する施設の整備に向けた取り組みを進めます。併せて、不登校施策のセンター的・パイロット的機能の役割を果たすため、「教育機能(学校)」に加え「相談機能((仮称) 不登校対策支援センター)」の整備を進めます。				
適正配置方針 (施設別)の該当	小学校・中学校⑧	不登校児童・生徒の支援施設として、自ら生き方を主体的・肯定的に捉え、社会とのつながり、自立をするための資質・能力を身に付けることができる学びの多様化学校の開校に向けた整備			
年度(令和6～令和10年度)	6	7	8	9	10
基本設計・実施設計	—————→				
新築工事(解体・外構を含む)	—————→				

#### 4 公民連携事業

事業名	旧羽田旭小学校敷地活用事業				
主な取組内容	製造業の操業環境の確保、区民サービス及び防災機能の向上に向け、産業支援施設の整備及び機能更新を基本としたコミュニティセンター羽田旭の改築を進めます。				
適正配置方針 (施設別)の該当	その他集会施設①	施設の機能転換・統合の検討			
	産業支援施設②	民設民営による施設整備			
年度(令和6～令和10年度)	6	7	8	9	10
実施設計	—————→				
(仮称) コミュニティセンター羽田旭 改築工事(取壊し・グラウンド整備を含む)	—————→				
産業支援施設 新築工事(取壊しを含む)	—————→				